

入札公告

次のとおり公募型企画競争に付します。

令和元年 1 1 月 1 9 日

経理責任者

独立行政法人地域医療機能推進機構 りつりん病院

院長 大森 浩二

1 競争に付する事項

(1) 調達件名

院内保育所運営管理業務委託

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による

(3) 履行期限（期間）

令和 2 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 3 1 日

(4) 履行場所

独立行政法人地域医療機能推進機構 りつりん病院 りつりん保育所

(5) 入札方法

- ① 公募型企画競争方式（総合評価落札方式）による。
- ② 入札者が提出する入札書は、調達件名にかかる直接経費の他、機材、資材、機械器具、運搬費等、業務委託に要する一切の諸経費を含め、契約金額を見積もるものとする。
- ③ 第一交渉権者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 1 0 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって評価するので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 1 1 0 分の 1 0 0 に相当する金額を記載した入札書を提出すること。

2 競争に参加する者の必要資格に関する事項

- (1) 独立行政法人地域医療機能推進機構契約事務取扱細則（以下「契約事務細則」という。）第 5 条及び第 6 条の規定に該当しないものであること。
- (2) 厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において四国ブロックにおける「役務の提供」で A、B 及び C 等級に格付されている者であること。
- (3) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載したもの、又は過去 3 年間に於いて虚偽の事実を記載したものを提出したことがある者、あるいは経営状況又は信用度

が極度に悪化したもの等については、競争に参加させないことがある。

- (4) 次の各号に掲げる制度が適用されるものにあつては、この入札の入札書提出期限の直近2年間(⑤及⑥びについては2保険年度)の保険料について滞納がないこと。

- ①厚生年金
- ②健康保険(全国健康保険協会が管掌するもの)
- ③船員保険
- ④国民年金
- ⑤労働者災害補償保険
- ⑥雇用保険

- (5) 法人等を設立して5年以上経過しており、財政状況、損益状況及び資金状況が良好であること。

- (6) 病児・病後児保育の実績があること。

- (7) 24時間保育の実績があり、現在も継続し対応が可能であること。

- (8) 令和元年11月現在、病院施設において院内保育所の運営実績が4件以上あること。

- (9) 過去にいかなる理由があろうとも、契約期間中に契約解除となったことがない法人であること。

- (10) 3月末まで現契約業者が運営しているため、開園までの期間で円滑に引継ぎ保育の対応ができる法人であること。「なお、現職員は他業者のため、院内保育所での勤務は考慮しない。」

3 入札書(見積書)企画提案書の提出場所等

- (1) 入札書(見積書)の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒760-0073 香川県高松市栗林町三丁目5番9号

独立行政法人地域医療機能推進機構りつりん病院 総務企画課契約係

電話 087-862-9718

- (2) 入札説明書の交付場所

(1)の場所にて交付する。

- (3) 入札書(見積書)・企画提案書の受領期限

令和2年1月9日 15時00分

(郵送する場合には受領期限までに必着のこと。)

4 競争入札執行の場所及び日時

- (1) プレゼンテーション

日時：令和2年1月10日 13時00分から

場所：独立行政法人地域医療機能推進機構りつりん病院 中棟 3 階会議室

(3) 開札日時及び場所

日時：令和 2 年 1 月 1 0 日（火） 1 6 時 0 0 分

場所：独立行政法人地域医療機能推進機構りつりん病院 中棟 3 階会議室

5 その他必要な事項

(1) 入札保証金及び契約保証金 「免除」

(2) 入札及び契約手続に使用する言語及び通貨 「日本語及び日本国通貨」

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争に参加を希望する者は、封印した入札書に 2 (1) の証明となるもの及び仕様書において定めるものを添付して入札書の受領期限内に提出しなければならない。入札者は、開札日の前日までの間において、経理責任者から上記証明となるもの等について説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

(5) 契約書作成の要否 「要」

(6) 契約の相手方の決定方法

契約事務細則第 3 4 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った入札者のうち、総合評価基準書に基づき最も総合評価点が最も高い者を第一交渉権者とする。最高得点となった者が 2 者以上いる場合は、価格店が最も高い者を第一交渉権者とする。第一交渉権者決定後はその者と直ちに交渉をし、契約価格を決定する。ただし、交渉が不調となり、又は交渉開始から 1 0 日以内に契約締結に至らなかった場合は、経理責任者は交渉順位に従い、他の交渉権者と交渉を行うことができる。

(7) 詳細は入札説明書による。